

島田市告示第35号

島田市空き家バンク事業実施要綱を次のように定める。

平成27年3月18日

島田市長 染谷 絹代

島田市空き家バンク事業実施要綱

(趣旨)

第1条 市長は、川根地域（編入前の榛原郡川根町の区域をいう。以下同じ。）の空き家を有効に活用することにより、市民と市外居住者との交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、空き家バンクを設けるものとし、その実施に関しては、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）川根地域に存在する一戸建ての住宅及びその敷地をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により、当該空き家の売却、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク この要綱の定めるところにより、空き家の売却、賃貸等を希望する所有者等から登録の申込みを受けた空き家に関する情報を川根地域への定住等を目的として空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し提供する制度をいう。

(運用上の留意点)

第3条 この制度は、この制度以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクへの空き家に関する情報の登録を希望する所有者等は、空き家バンク空き家登録申込書（様式第1号）及び空き家バンク空き家登録カード（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めるときは空き家バンク空き家登録台帳に登録するものとする。ただし、当該空き家が次の各号のいずれかに該当する場合は、空き家バンク空き家登録台帳へ登録しないものとする。

- (1) 当該空き家が、第2条第1号の空き家の条件を満たしていないとき。
- (2) 当該空き家の登録申込者が、第2条第2号の所有者等の条件を満たしていないとき。
- (3) 老朽化が著しいもの又は大規模な修繕が必要と認められるとき。
- (4) その他市長が空き家バンクへの登録が適当でないとき。

3 市長は、前項の規定により登録をしたときは、空き家バンク空き家登録完了通知書（様式第3号）により当該申込者に通知するものとする。

4 市長は、登録の申込みがされていない空き家で、空き家の当該所有者等に対して

空き家に関する情報の登録を勧めることができる。

(空き家に係る登録事項の変更)

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた申込者（以下「空き家登録者」という。）は、前条第2項の規定により登録された空き家バンク登録台帳の情報（以下「登録情報」という。）に変更があったときは、速やかに空き家バンク空き家登録変更届出書（様式第4号）及び当該変更内容を記載した空き家バンク空き家登録カードを市長に提出しなければならない。

(登録情報の抹消)

第6条 空き家の売却、賃貸等の契約の成立等の理由により登録情報を抹消しようとする空き家登録者は、空き家バンク空き家登録抹消届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該登録情報を抹消するものとする。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録情報を抹消するとともに、空き家バンク空き家登録抹消通知書（様式第6号）により当該空き家登録者に通知するものとする。

(1) 所有権その他の権利に移動があったことが判明したとき。

(2) 登録した日から2年が経過したとき（改めて登録の申込みを行うことにより再登録したときを除く。）。

(3) 登録内容に虚偽があることが判明したとき。

(4) この要綱の規定に違反することが判明したとき。

(5) 第1項の届出がされていないが、当該空き家の売却、賃貸等の契約が成立したと認められるとき。

(6) その他市長が登録情報を抹消する必要があると認めたとき。

(登録情報の公開等)

第7条 市長は、必要に応じて、登録情報のうち利用希望者の募集に必要な情報を市のホームページ等において公開するものとする。

2 市長は、第9条第2項の規定により登録された者に登録情報を提供するものとする。

(登録情報の利用の要件)

第8条 空き家バンクの情報を受け、空き家を利用しようとする利用希望者は、その利用において、次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

(1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、川根地域のまちづくりに対する理解を深め、地域住民と協調して生活する意思のある者であること。

(2) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、川根地域において、経済、教育、文化、芸術等の活動を行うことにより、地域の活性化に寄与する意思のある者であること。

(3) 前2号に掲げる者に類する者であること。

(登録情報の利用の申込み)

第9条 利用希望者は、登録情報の提供を受けようとするときは、空き家バンク利用

登録申込書（様式第7号）及び誓約書（様式第8号）に必要な事項を記入し、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による利用の申込みがあったときは、その内容等を審査し、前条の要件を満たしていると認めたときは、空き家バンク利用登録台帳に登録し、空き家バンク利用登録完了通知書（様式第9号）により当該申込者に通知するものとする。

（利用登録者の登録事項の変更）

第10条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた利用希望者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、速やかに空き家バンク利用登録変更届出書（様式第10号）を市長に届け出なければならない。

（利用登録者の登録の抹消）

第11条 利用登録者が空き家バンク利用登録台帳の登録の抹消を希望するときは、空き家バンク利用登録抹消届出書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該登録を抹消するものとする。

- 3 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用登録者の登録を抹消するとともに、空き家バンク利用登録抹消通知書（様式第12号）を当該利用登録者に通知するものとする。

（1）利用を希望する空き家の売買、賃借等の契約が成立したとき。

（2）登録した日から2年を経過したとき（改めて利用の申込みを行うことにより再登録した場合を除く。）。

（3）第8条に規定する要件を欠くものと認められるとき。

（4）空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

（5）登録内容に虚偽があることが判明したとき。

（6）この要綱の規定に違反することが判明したとき。

（7）その他市長が利用登録者として適当でないとしたとき。

（空き家バンク利用の申込み及び通知）

第12条 空き家登録者と空き家等に関する交渉を行おうとする利用登録者は、空き家バンク空き家交渉申込書（様式第13号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により申込みがあった場合は、当該希望物件の空き家登録者にその旨を通知するものとする。この場合において、空き家登録者が、市が協定を締結する宅地建物取引業者が当該空き家に係る媒介業務を行うことを希望するときは、その者に対しても通知するものとする。

- 3 前項の通知を受けた宅地建物取引業者（以下「媒介業者」という。）又は空き家登録者は、遅滞なく当該利用登録者に回答し、市長へその回答内容を報告するものとする。

（空き家登録者と利用登録者との交渉等）

第13条 市は、空き家登録者と利用登録者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸

借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

2 契約等に関する争い等については、全て当事者間で解決するものとする。

(個人情報取扱い)

第14条 空き家登録者、媒介業者及び利用登録者は、空き家バンクにおける個人情報の取扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。

(2) 空き家バンクから取得した個人情報にあつては、当該個人情報を市長の承諾なしに複製又は複製をしてはならないこと。

(3) 個人情報を毀損し、及び滅失することのないよう適正に管理すること。

(4) 個人情報は、利用後速やかに廃棄又は消去その他適正な措置を講じなければならないこと。

(5) 個人情報について漏えい、毀損又は滅失等の事案が発生した場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。

(暴力団等の排除)

第15条 島田市暴力団排除条例（平成24年島田市条例第31号）第2条第3号の暴力団員等又は当該暴力団員等と密接な関係を有する者は、空き家バンクを利用することができない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

空き家バンク空き家登録申込書

年 月 日

島田市長

住所

申込者

氏名

印

島田市空き家バンク事業実施要綱に定める制度の趣旨を理解し、第4条第2項に抵触しない物件であることを確約し、次に掲げる全ての事項に同意した上で、同条第1項の規定により空き家バンクへの登録を申し込みます。

同意事項

- 1 市が空き家バンクの運営を民間事業者（以下「委託事業者」という。）に委託する場合は、空き家バンク空き家登録カード記載事項及び空き家の写真を委託事業者へ提供することに同意します。
- 2 空き家バンク空き家登録カード記載事項のうち私個人に関する事項を除く事項及び空き家の写真を、ホームページ等で広く一般に公開することに同意します。
- 3 契約交渉に関わる全てについて、媒介業者へ仲介の依頼を希望する場合には、当該業者へ情報の提供を承諾いたします。
- 4 空き家登録者と利用登録者との空き家に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、市は直接これに関与しないことに同意します。
- 5 空き家バンク登録台帳へ登録された日から2年を経過したときは、同バンクから登録を抹消することに同意します。
- 6 この制度で得た情報については私自身が利用目的に沿って利用するものとし、事後も含めて他へは一切漏えいしないことに同意します。
- 7 その他島田市空き家バンク事業実施要綱に規定する事項を遵守することに同意します。

（注） 空き家登録者と利用登録者との間で行う物件の売買、賃貸借等に関する交渉、契約等の手続きに関して仲介業務を希望する場合は、市が協定を締結する宅地建物取引業者に依頼することができます。なお、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。

様式第2号（第4条関係）

空き家バンク空き家登録カード			登録番号			
所有者 管理者	住所	〒 ー				
	氏名		TEL	ー ー		
	携帯	ー ー	FAX	ー ー		
	メールアドレス	@				
その他 連絡先	住所	〒 ー				
	連絡先名		TEL	ー ー		
物件所在	島田市					
希望形態	<input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 賃貸等	宅地建物取引業者への媒介	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない			
希望価格	売却価格（ 円） 賃貸価格（ 円/月）					
物件の 状況	土地	面積	㎡（ ）坪		地目	
		建築年月	明治・大正・昭和・平成 年 月（築 年）			
	構 造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
		<input type="checkbox"/> 平屋建 <input type="checkbox"/> 2階建 <input type="checkbox"/> 3階以上（ ）				
		<input type="checkbox"/> 瓦ぶき <input type="checkbox"/> スレートぶき <input type="checkbox"/> トタンぶき <input type="checkbox"/> その他（ ）				
		床面積				
	間 取 り	1階	<input type="checkbox"/> 居間（ ）畳 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> その他（ ）			
			<input type="checkbox"/> 洋室（ ）畳（ ）畳（ ）畳 <input type="checkbox"/> 和室（ ）畳（ ）畳（ ）畳			
		1階 以外	<input type="checkbox"/> 居間（ ）畳 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> その他（ ）			
			<input type="checkbox"/> 洋室（ ）畳（ ）畳（ ）畳 <input type="checkbox"/> 和室（ ）畳（ ）畳（ ）畳			
		修繕の 要 否		<input type="checkbox"/> 修繕は不要 <input type="checkbox"/> 多少の修繕が必要 <input type="checkbox"/> 大規模な修繕が必要		
		補修費用負担		<input type="checkbox"/> 所有者負担 <input type="checkbox"/> 入居者負担 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	設 備 状 況	電 気	<input type="checkbox"/> 引き込み済み <input type="checkbox"/> その他（ ）			
		ガ ス	<input type="checkbox"/> プロパンガス <input type="checkbox"/> その他（ ）			
		水 道	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 簡易水道 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
		汚水処理施設	<input type="checkbox"/> 合併浄化槽 <input type="checkbox"/> 単独浄化槽 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
		風 呂	<input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
		トイ レ	<input type="checkbox"/> 水洗 <input type="checkbox"/> くみ取り / <input type="checkbox"/> 洋式 <input type="checkbox"/> 和式			
		電 話	<input type="checkbox"/> NTT <input type="checkbox"/> その他（ ）			
		駐 車 場	<input type="checkbox"/> 有（ 台 ㎡・坪） <input type="checkbox"/> なし （ <input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 有料 1箇月当たり 円）			
庭・菜園		<input type="checkbox"/> 有（ ㎡・坪） <input type="checkbox"/> なし				
倉庫など	<input type="checkbox"/> 有（ ㎡・坪） <input type="checkbox"/> なし					
利用状況		<input type="checkbox"/> 放置（ ）年 <input type="checkbox"/> 時々利用（年 回） <input type="checkbox"/> その他（ ）				

様式第3号（第4条関係）

空き家バンク空き家登録完了通知書

第 号
年 月 日

様

島田市長



年 月 日付けで申し込みのあった空き家バンクへの空き家登録が完了したので通知します。

空き家登録番号	第 号
空き家登録日	年 月 日
空き家登録有効期限	年 月 日 (登録日から2年間)

(注)

- 1 当該空き家の空き家バンク空き家登録台帳への登録事項に変更があったときは、速やかに市へ届け出てください。
- 2 成約その他の事由により当該空き家が空き家バンク登録台帳への登録要件を満たさなくなったときは、速やかに空き家バンク空き家登録抹消届出書を提出してください。

様式第4号（第5条関係）

空き家バンク空き家登録変更届出書

年 月 日

島田市長

住所
届出者
氏名

印

空き家バンク空き家登録台帳に登録された事項に変更があったので、関係書類を添えて届け出ます。

空き家登録番号	第 号
空き家登録日	年 月 日
変更理由	

(注) 空き家バンク空き家登録カード（様式第2号）へ登録番号及び変更箇所を記載し添付してください。

様式第5号（第6条関係）

空き家バンク空き家登録抹消届出書

年 月 日

島田市長

住所
届出者
氏名

印

空き家バンクの空き家登録を抹消したいので、届け出ます。

空 家 登 録 番 号	第 号
抹 消 理 由	

様式第6号（第6条関係）

空き家バンク空き家登録抹消通知書

第 号
年 月 日

様

島田市長



島田市空き家バンク事業実施要綱第6条第3項の規定により、空き家バンクへの
空き家登録を抹消したので通知します。

空き家登録番号	第 号
空き家登録日	年 月 日
空き家登録抹消日	年 月 日
抹 消 理 由	

様式第7号（第9条関係）

空き家バンク利用登録申込書

年 月 日

島田市長

住所
申込者
氏名

㊟

空き家バンクの登録情報の提供を受けたいので、利用登録台帳への登録を申し込みます。

住 所	
世 帯 主 氏 名	
世 帯 主 年 齢	歳
電 話 番 号	
メールアドレス	@
利用目的等	(暮らし方、物件の希望物件、同居する予定の家族構成 など)

物件情報の受信方法について、希望する方に○を付けてください。

【 電子メール ・ 郵送 】

様式第8号（第9条関係）

誓約書

私は、空き家バンクの利用申込に当たり、島田市空き家バンク事業実施要綱に定める制度の趣旨等を理解した上で、申込みを行います。

また、申込書記載事項に偽りはなく、同要綱第8条に規定する要件等を遵守することを誓約します。

なお、空き家バンクへの申請を通じて得られた情報については、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的で使うことはありません。

今後、空き家を利用することとなったときは、島田市の生活文化、自然環境等への理解を深め、居住者としての自覚を持ち、よりよき地域住民となることをここに誓約いたします。

年 月 日

島田市長

住所
申込者
氏名

印

様式第9号（第9条関係）

空き家バンク利用登録完了通知書

第 号
年 月 日

様

島田市長



年 月 日付けで申し込みのあった空き家バンク利用登録台帳への登録が完了したので通知します。

利 用 登 録 番 号	第 号
利 用 登 録 日	年 月 日
利 用 登 録 有 効 期 限	年 月 日 (登録日から2年間)
利 用 登 録 者 氏 名	
利 用 登 録 者 住 所	

(注) 変更等が生じた場合には、速やかに変更の手続きを行ってください。

様式第10号（第10条関係）

空き家バンク利用登録変更届出書

年 月 日

島田市長

住所
届出者
氏名 ㊟

空き家バンク利用登録台帳に登録された事項に変更があったので、次のとおり届け出ます。

利用登録番号	第 号	
利用登録日	年 月 日	
利用登録者氏名		
利用登録者住所		
変更内容	変更前	
	変更後	

様式第11号（第11条関係）

空き家バンク利用登録抹消届出書

年 月 日

島田市長

住所
届出者
氏名

印

空き家バンクの利用登録の抹消を希望するので、届け出ます。

利 用 登 録 番 号	第 号
抹 消 理 由	

様式第12号（第11条関係）

空き家バンク利用登録抹消通知書

第 年 月 日
号

様

島田市長



島田市空き家バンク事業実施要綱第11条第3項の規定により、空き家バンク利用登録を抹消したので通知します。

利 用 登 録 番 号	第 号
利 用 登 録 日	年 月 日
利 用 登 録 者 氏 名	
利 用 登 録 者 住 所	
利 用 抹 消 日	年 月 日
抹 消 理 由	

空き家バンク空き家交渉申込書

年 月 日

島田市長

申込者氏名

㊟

島田市空き家バンク事業実施要綱第12条第1項の規定により、空き家の交渉を申し込みます。

希望物件登録番号		第 号			
利用 申 込 者	住 所	〒 ー			
	年 齢	歳（申込期日現在）			
	電 話 番 号		FAX 番号		
	メールアドレス				
同居家族	氏名		続柄		年齢 歳
	氏名		続柄		年齢 歳
	氏名		続柄		年齢 歳
	氏名		続柄		年齢 歳
	氏名		続柄		年齢 歳
利 用 目 的	<input type="checkbox"/> 定 住 <input type="checkbox"/> 別 荘 <input type="checkbox"/> そ の 他 ()				

同意事項

- 1 空き家登録者と直接交渉・契約することとなった場合、島田市及び委託事業者は、交渉・契約に関与しないことに同意します。
- 2 媒介業者の仲介による空き家バンクの空き家利用については、媒介業者が交渉し契約事務を行い、島田市及び委託事業者は、契約手続には関与しないことに同意します。
- 3 この制度で得た情報については私自身及び同居の家族が利用目的に沿って利用するものとし、事後も含めて他へは一切漏えいしないことに同意します。
- 4 利用登録者の情報を委託事業者へ、また、具体的に空き家の利用申込があったとき、当該空き家登録者又は媒介業者に対し提供することに同意します。
- 5 島田市空き家バンク事業実施要綱に規定する事項を遵守することに同意します。